

第5 住民投票の投票資格及び請求資格

基本的な考え方

- 1 住民投票の投票資格を有する者は、住民投票の請求資格を有することとする。
- 2 住民投票の投票資格を有する者の年齢要件は、満18歳以上を基本とすることが望ましい。
- 3 住民投票の投票資格を有する者の住所要件は、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者であることとする。

市民検討懇話会での議論・検討内容

住民投票における投票資格と請求資格の対象となる者の範囲については、特段、これを異なるものとするに合理的な理由はない。そのため、住民投票の投票資格を有する者は、住民投票の請求資格についても有することとする。

1 住民投票の投票資格を有する者の年齢要件

住民投票の投票資格を有する者の年齢要件については、現行の選挙権年齢や実務上の観点から満20歳以上とすることについても検討すべきである。しかし、苫小牧市市民参加条例（平成20年条例第30号）第17条第1項の規定における市民政策提案制度により政策の提案をすることができる年齢が、市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮して満18歳以上であることを踏まえ、これとの整合性を図る必要がある。

また、今後、選挙権年齢や成人年齢の引下げが国政において議論されることも想定される中、若年層に対し、市政を始めとする政治的な関心を喚起する意味からも、住民投票の投票資格を有する者の年齢要件については、満18歳以上を基本とすることが望ましい。

（参考）《住民投票の投票資格を有する者の年齢要件を満20歳以上とする考え方》

- 公職選挙法（昭和25年法律第100号）では、選挙権について年齢要件を満20歳以上としている。また、法律（地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律等）に基づいて実施される住民投票は、公職選挙法を準用しており、投票権の年齢要件を満20歳以上としている。
- 日本国憲法の改正手続に関する法律では、国民投票の投票権について、年齢満18歳以上の日本国民が有することとしている。ただし、必要な法制上の措置が講じられ、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間は、年齢満20歳以上の者が投票権を有することとしている。

2 住民投票の投票資格を有する者の住所要件

公職選挙法では、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権について、引き続き3か月以上当該地方公共団体の区域内に住所を有する者としている。この理由については、「その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要である」と考えられたことによる。

住民投票の投票資格を有する者の住所要件についても、公職選挙法における地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の住所要件と同様に、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情に通じていることが必要であると考えられ、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有する者であることとする。